

2011年7月29日  
郵産労 交 第3号

郵便事業株式会社

代表取締役社長 鍋倉 眞一 殿

郵政産業労働組合  
中央執行委員長 廣岡 元穂

## 期間雇用社員の雇い止めに関する要求書

日本郵政株式会社齋藤社長の記者会見が6月27日に行なわれました。その中で、記者からの「郵便事業会社の人員削減のために非正規社員の雇い止めを進めているのですが、どれくらいの規模で行っているのかというデータは、社長のところにも上がってきているのでしょうか」質問に対して、社長は「規模としては平成21年度末と平成23年度末の社員はほぼ同じになる見通し」と答えています。また、この間、雇用時間の見直しや要員配置の見直しが行なわれ、8月28日には、ターミナル支店の廃止及びゆうパックサービスの変更が実施されます。

以上のことから、期間雇用社員に対しての雇い止めが行なわれることが予測されます。

期間雇用社員にとっては、雇い止めは生活に直結する問題あり、納得できるものではありません。したがって、以下の内容で要求書を提出します。早急な回答を求めるものです。

### 記

- 1 非正規社員の契約時間の削減計画が進行しています。人件費削減、総額320億円の内200億円はゆうパック関連となっています。その詳細を明らかにすること
- 2 昨年5月から7月にかけて採用されたゆうパック関連の非正規社員の雇い止めが計画されています。以下の点について明らかにすること
  - (1) 雇い止めする根拠を明らかにすること
  - (2) 雇い止めする基準を明らかにすること
  - (3) 雇い止めの総数を明らかにすること
- 3 雇い止め対象者の多くは事業会社からの収入によって生活を維持しています。会社として雇用確保の努力を最大限おこなうこと
- 4 大量の雇い止めによって、安定した業務運行への影響が危惧されています。業務運行確保に万全を期すこと

以上